

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

1 2 問

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答の欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法(第5条)の規定に照らし、正しいものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波の発射の停止の命令を受け、その停止命令の解除の日から6箇月を経過しない者
- 2 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止命令の期間が終了した日から6箇月を経過しない者
- 3 電波法第9章(罰則)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から3年を経過しない者
- 4 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

[2] 次に掲げる事項のうち、固定局の免許状に記載される事項に該当しないものはどれか。電波法(第14条)の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人の氏名又は名称及び住所
- 2 無線局の目的
- 3 通信の相手方及び通信事項
- 4 空中線の型式及び構成

[3] 次に掲げるもののうち、空中線の指向特性として定められていないものはどれか。無線設備規則(第22条)の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 給電線よりの輻射
- 2 主輻射方向及び副輻射方向
- 3 垂直面の主輻射の角度の幅
- 4 空中線を設置する位置の近傍にあるものであつて電波の伝わる方向を乱すもの

[4] 次の記述は、人工衛星局の条件について述べたものである。電波法(第36条の2)の規定に照らし、内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により **A** することのできるものでなければならない。
- ② 人工衛星局は、その **B** を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

A**B**

- | | |
|---------------|------------|
| 1 空中線電力を直ちに変更 | 発射する電波の周波数 |
| 2 空中線電力を直ちに変更 | 無線設備の設置場所 |
| 3 電波の発射を直ちに停止 | 発射する電波の周波数 |
| 4 電波の発射を直ちに停止 | 無線設備の設置場所 |

[5] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
J 3 E	振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	<input type="text"/> A
G 7 W	角度変調で位相変調	<input type="text"/> B	次の型式の組合せのもの ① 無情報 ② ファクシミリ ③ 電話（音響の放送を含む。） ④ 電信 ⑤ データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 ⑥ テレビジョン（映像に限る。）
F 2 D	<input type="text"/> C	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令

- | | | |
|---|---|---|
| <p>A</p> <p>1 電話（音響の放送を含む。）</p> <p>2 ファクシミリ</p> <p>3 ファクシミリ</p> <p>4 電話（音響の放送を含む。）</p> | <p>B</p> <p>デジタル信号である2以上のチャンネルのもの</p> <p>アナログ信号である2以上のチャンネルのもの</p> <p>デジタル信号である2以上のチャンネルのもの</p> <p>アナログ信号である2以上のチャンネルのもの</p> | <p>C</p> <p>角度変調で周波数変調</p> <p>角度変調で周波数変調</p> <p>角度変調で位相変調</p> <p>角度変調で位相変調</p> |
|---|---|---|

[6] 次の記述は、無線従事者の免許の欠格事由について述べたものである。電波法（第42条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- ① 電波法第9章（罰則）の罪を犯し A の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から B を経過しない者
- ② 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から B を経過しない者
- ③ C 欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

- | | | |
|---|---|---|
| <p>A</p> <p>1 罰金以上</p> <p>2 罰金以上</p> <p>3 懲役</p> <p>4 懲役</p> | <p>B</p> <p>2年</p> <p>5年</p> <p>2年</p> <p>5年</p> | <p>C</p> <p>著しく心身に</p> <p>身体に</p> <p>身体に</p> <p>著しく心身に</p> |
|---|---|---|

[7] 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 A を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、 B、交通通信の確保又は C のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	有線通信	災害の救援	秩序の維持
2	有線通信	財貨の保全	電力の供給の確保
3	電気通信業務の通信	災害の救援	電力の供給の確保
4	電気通信業務の通信	財貨の保全	秩序の維持

[8] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第53条及び第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、 A は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許状又は登録状に B であること。
 - (2) 通信を行うために C であること。

	A	B	C
1	電波の型式及び周波数	記載されたものの範囲内	必要最小のもの
2	電波の型式及び周波数	記載されたもの	十分なもの
3	通信方式及び周波数	記載されたものの範囲内	十分なもの
4	通信方式及び周波数	記載されたもの	必要最小のもの

[9] 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）に対する免許内容の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、 A 必要があるときは、無線局の B に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の C の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

	A	B	C
1	混信の除去その他特に	目的の遂行	電波の型式若しくは周波数
2	混信の除去その他特に	運用	周波数若しくは空中線電力
3	電波の規整その他公益上	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力
4	電波の規整その他公益上	運用	電波の型式若しくは周波数

[10] 次の記述は、総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は登録人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて B の停止を命じ、若しくは電波法第27条の18（登録）第1項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は期間を定めて運用許容時間、 C 若しくは空中線電力を制限することができる。

	A	B	C
1	1箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
2	1箇月	電波の発射	周波数
3	3箇月	無線局の運用	周波数
4	3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数

[11] 次に掲げるもののうち、無線従事者がその免許を取り消されることがあるときに該当しないものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 2 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 3 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。
- 4 正当な理由がないのに、無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。

[12] 無線局の免許がその効力を失ったとき、免許人であつた者は免許状をどうしなければならないか。電波法（第24条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遅滞なく廃棄しなければならない。
- 2 1箇月以内に返納しなければならない。
- 3 3箇月以内に返納しなければならない。
- 4 無線局の免許の申請書の添付書類の写しとともに2年間保存しなければならない。